PTA会長
 大洞
 英和

 校
 長
 香田
 静夫

自転車通学における交通ルールの遵守について(お願い)

陽春の候、保護者の皆様方におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。 日頃より、学校教育に対して御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、町内の道路では交通量が増大しており、自転車による登下校においてより一層の注意が必要となってきています。ヘルメットをかぶらなかったり、並進をしたりすることは自分の身を大きな危険にさらすことにつながります。したがいまして、生徒の安全を確保するために、自転車通学における交通ルールやマナーの徹底を図っていきたいと考えております。つきましては、今年度も次のルールをもとに交通安全指導を行っていきますので、御家庭においてもご支援のほどよろしくお願いいたします。

## <学校で決められた守るべき交通ルール>

- ① ヘルメットを着用しあごひもをしっかりと締める。(あごひも止めを二つとも上げる。)
- ② 並進をしない。斜めに並ぶこともしない。
- ③ 交差点などでは、一旦停止し、左右を確認する。
- 4 道路は斜め横断をしない。
- ⑤ かばん等の荷物は、荷台にしばりつける。
- ⑥ 雨のときはカッパを着用し、傘の使用は不可。
- ⑦ 暗くなったらライトを点灯し、車輪には反射板をつける。
- ⑧ ハンドルやブレーキレバー、荷台などの変形をしない。
- ⑨ 必要のない付属品をつけたりシールを貼ったり、着色したり落書きしたりしない。
- ⑩ 2人乗りや手ばなし運転など、危険な運転をしない。

## **<ルールに違反した場合>**

①ヘルメットをかぶらない ②並進をする ③危険な横断 ④通学路違反 ⑤その他

上記の12345の違反行為をした場合は、次のとおりとする。

◆通年・・・交通安全マナー向上の呼びかけ活動

□1回目違反…1週間 □…2回目違反…2週間

□3回目違反…3週間 □…4回目以上違反…1か月

※違反・危険行為が繰り返しあった場合には、自転車の使用許可を取り消すことがあります。

## 自転車通学許可願い

輪之内中学校長 様

私は、学校で決められた交通ルールを守り、安全に気をつけますので 自転車通学の許可をお願いします。保護者とともに連署をもってお願い します。

交通ルールに違反したら、許可を取り消されても不服を申しません。

平成29年	4月	<u> </u>	
年	組		
生徒氏名			
保護者氏名			(EII)

提出期限 4月 日()